

契 約 書

1	件 名	血液培養自動分析装置 一式の購入
2	契約金額	金 円
	契約金額の 100/110 に相当する金額 (金 円)	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円
3	納入期限	令和 7 年 3 月 3 1 日
4	引渡場所	名古屋市立大学医学部附属東部医療センター
5	契約保証金	
6	特約事項	

上記について公立大学法人名古屋市立大学を甲とし、売渡人を乙として、甲乙間において次の条項により契約を締結する。

これを証するため本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1 番地
公立大学法人 名古屋市立大学
氏 名 理事長 郡 健二郎 印

乙 住 所
氏 名 印

(総 則)

第1条 乙は、日本国の法令を遵守し、甲の提示した仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって履行期限内に、契約の目的物（以下「物品」という。）を甲に引き渡さなければならない。

(当然履行義務)

第2条 乙は、この契約について契約書及び仕様書に明示されていない事項でも履行上当然必要な事項については、甲の指示に従い乙の負担で履行するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、甲の承認がなければこの契約によって生ずる権利及び義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(検査及び引渡し)

第4条 乙は、物品を納入したときは直ちに甲に報告し、甲の指定した検査員（以下「検査員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査員は、前項の検査において必要があると認めるときは、物品について試験又は試用を行うことができる。

3 第1項の検査に要する費用及びその検査のため変形、変質、消耗又はき損した物品の損失は、すべて乙の負担とする。

4 第1項の検査は、物品の総量の一部を検査することにより、全部の成績の適否を判定する方法によることができる。

5 物品の引渡しは、引渡場所において第1項の検査に合格したときをもって完了する。

(検査の立会い)

第5条 乙は、前条の検査に立ち会わなければならない。

2 乙は、前条の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

(補正、引換え及び値引採用)

第6条 乙は、納入した物品の全部又は一部が第4条第1項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までにその物品の補正又は引換えをしなければならない。

2 甲は、検査の結果、物品に僅かの不備な点があった場合において、使用上障がないと認めるときは、甲の認定する額を値引きのうえ、これを採用することができる。

(代金の支払)

第7条 乙は、物品を完納し、第4条第1項の検査に合格したのちでなければ、その契約代金の支払を請求することができない。

2 契約代金の支払日は甲が乙から支払の請求を受けた翌月の25日（金融機関休業日の場合は、その直後の金融機関営業日）とする。

3 契約代金の支払場所は公立大学法人名古屋市立大学とし、その支払方法は、乙の申し出により甲の主要取引銀行と為替取引のある金融機関の乙の預金口座に口座振替をすることができる。

4 前項にかかる振込手数料は、甲の主要取引銀行と乙の指定する銀行が同じである場合は、甲の負担とする。異なる場合は、乙の負担とする。

(延滞金)

第8条 乙が正当な理由がないのに債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じて、契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞金として徴収する。

2 前項の延滞金の算定の基準となる日数には、検査に要した日数及び第6条第1項の規定によって完全履行をさせるため最初に指定した日までの日数は算入しないものとする。

(危険負担)

第9条 物品の引渡し前に生じた損害は、甲の責に帰すべき事由により生じた損害である場合を除き、乙の負担とする。

(目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任)

第10条 乙は、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない物品を引渡した場合におけるその不適合について、担保の責任を負わなければならない。この場合において、乙が負う担保責任の期間は、甲がその不適合（数量に関する不適合を除く。）を知った時から1年以内とする。

(履行期限の延長)

第11条 乙は、天災その他やむを得ない事由によって履行期限内に契約の履行ができなくなったときは、履行期限の延長を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申し出があり、その事実を確認したときは、履行期限の延長を認めるものとする。

(契約内容の変更)

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、物品の数量若しくは履行期限を変更し、又は履行の中止をさせることができる。

(協議による契約の解除)

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部の解除をすることができる。

2 乙は、前条の規定により物品の数量を変更したため、契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき、又は履行の中止期間が契約期間の3分の2以上に及ぶときは、甲と協議のうえ、契約の解除をすることができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(3) 契約の履行にあたり、係員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。

(4) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。

(5) この契約に定めた条件に違反したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 契約の履行をすることができないことが明らかであるとき。

(2) 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定によって契約を解除した場合においては、乙の納付に係る契約保証金は、甲が取得する。ただし、契約保証金が納付されていない場合で、乙が履行保証保険契約を締結しているときは、甲はその保険金を取得し、その他のときは、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

(談合その他の不正行為に係る甲の解除権)

第15条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは前条第1項第2号に規定する不正の行為とみなし、契約を解除することができる。この場合において、同条第1項に規定する催告を要しないものとする。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定による違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前条第3項の規定は、前項による解除の場合に適用する。

(契約解除後の既納物品の取扱い)

第16条 甲は、前条第1項の規定により契約を解除した場合において、既納物品があるときは、その全部又は一部を取得し、その代価を支払うことができる。

2 乙は、前項の規定によって甲が取得した物品以外の物品を甲の指定する日までに、自己の負担において引き取らなければならない。

3 乙が前項の指定された日までに当該物品を引き取らないときは、乙がその物品に対する権利を放棄したものとみなす。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第17条 乙がこの契約に関して第15条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第15条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。

(2) 第15条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第4号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき、ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第4号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(相殺)

第18条 甲は、この契約において、乙から徴収すべき金額があるときは、その金額と乙に支払うべき契約代金又は返還すべき契約保証金と相殺する。

(疑義の決定)

第19条 この契約書及び仕様書について甲乙間に意見を異にするときは、甲の判断によるものとする。

2 この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第20条 この契約に関して紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとする。